

所有者等の探索の開始等について（お知らせ）

別紙に掲げる土地は、表題部所有者不明土地（表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第3条第1項に規定する表題部所有者不明土地をいう。）であり、同項に基づく当該土地の所有者等の探索を行うので、お知らせします。

また、当該土地の利害関係人は、本日から同法第15条第2項又は第17条後段の公告がされるまでの間、当該土地の所有者等（所有権又は共有持分が帰属し、又は帰属していた自然人又は法人（法人でない社団又は財団を含む。）をいう。）について、下記の提出先宛てに意見又は資料を提出することができます。

令和7年8月28日

鹿児島地方法務局鹿屋支局 登記官 古 園 純 一

記

意見又は資料の提出先

〒893-0064

鹿屋市西原四丁目5番1号

鹿児島地方法務局鹿屋支局

手続番号	表題部所有者不明土地に係る所在事項	地目	地積(㎡)
3404-2025-0001	鹿屋市吾平町上名字石場下 1 0 8 6 番	墓地	261
3404-2025-0002	鹿屋市下高隈町 1 1 7 2 番	山林	4958
3404-2025-0003	鹿屋市新川町 6 0 3 番 1	宅地	86.75